地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第11号

地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正）

第１条　地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（平成14年静岡県規則第50号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項ただし書の規定により、その任免について、あらかじめ、知事の同意を得なければならない職員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>職</th></tr>
<tr><td>静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号）第３条に規定する企業局</td><td>職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則６―６）別表の⑴一般分類職の第１等職から第４等職までの等職に属する職</td></tr>
<tr><td>静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例（平成14年静岡県条例第45号）第４条第２項に規定するがんセンター局</td><td>職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則６―６）別表の⑴一般分類職の第１等職及び第２等職の等職（第２等職にあっては、上段の職に限る。）に属する職</td></tr>
</table></td><td>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項ただし書の規定により、その任免について、あらかじめ、知事の同意を得なければならない職員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職にある者とする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>職</th></tr>
<tr><td>静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号）第３条に規定する企業局</td><td>職務の級が職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則７―25）別表第２のア行政職給料表級別職務区分表の３級以上に相当する職として知事が別に定める職</td></tr>
<tr><td>静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例（平成14年静岡県条例第45号）第４条第２項に規定するがんセンター局</td><td>職務の級が職員の給与に関する規則別表第２のア行政職給料表級別職務区分表の７級以上に相当する職として知事が別に定める職</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正）

第２条　地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（平成14年静岡県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第２項の規定に基づき知事が定める職は、職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則６―６）別表の⑴一般分類職の第１等職から第３等職までの等職に属する職とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第２項の規定に基づき知事が定める職は、職務の級が職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則７―25）別表第２のア行政職給料表級別職務区分表の５級以上に相当する職として知事が別に定める職とする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。